# この資料は、次の自動車の説明資料です。



登録自動車 (軽自動車以外の自動車)



オートバイ (排気量が251cc以上の 小型二輪自動車)



オートバイ (排気量が126cc以上 250cc以下の軽二輪自動車)

番号変更などのお手続きにはご申請が必要です。 必要な書類などは、以下のサイトをご覧ください。 自動車検査登録総合ポータルサイト 国土交通省

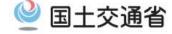
〇 番号変更



○ その他のお手続き



※南信州ナンバーに変更が必要な場合など、ご注意いただきたい 点は次のページからご案内しておりますのでご確認ください。



松本自動車検査登録事務所

#### 1-1 注意事項

- ・図柄入りナンバーおよび希望ナンバーの交付を希望される場合は、<u>事前の予約が必要です。</u>
  - ※インターネットの場合

希望番号・図柄ナンバープレート申込サービス

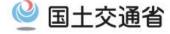
※直接・ファックス・郵送
長野県自動車標板協会松本支所(予約センター)
TEL:0263-58-3283

・南信州ナンバー導入後に同一ナンバー(図柄入り)への交換は<u>交換申請</u>により可能です。 申請先は 長野県自動車標板協会松本支所 です。

> 南信州 599 さ **20-46**





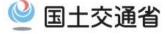


松本自動車検査登録事務所

#### 1-2 注意事項(つづき)

・二輪車についても四輪車と同様に南信州ナンバーが交付されますが、<u>図柄入りナンバーの交付はありません。</u> また、希望ナンバーの制度がないため、<u>申請受付順にナンバーが交付されます。</u>

- 手続の代行を依頼する場合 自動車販売店、自動車整備工場、行政書士にご相談ください。※代行手続には手数料がかかります。詳しくは、依頼先にお問い合わせください。
- ・ご自分で手続する場合 手続や申込に必要な書類等(車検証や印鑑、所有者の委任状な ど)について、詳しくは松本自動車検査登録事務所(平日のみ) にお問い合わせください。



松本自動車検査登録事務所

### 2-1.南信州ナンバーが<u>交付される</u>ケース

## ①新規登録

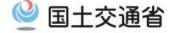
### 新車・中古車でナンバーがついていない自動車を登録する場合

例:南信州エリア内を「使用の本拠の位置※」とする新車の登録

※「使用の本拠の位置」とは、お車を維持管理する場所です。通常は住民票の住所となります。



### 南信州エリア



松本自動車検査登録事務所

2-1.南信州ナンバーが交付されるケース(つづき)

## ②管轄変更を伴う名義変更・住所変更登録

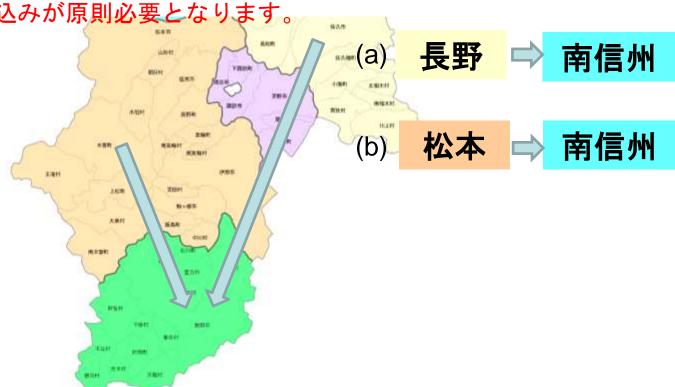
南信州エリア以外から南信州エリア内へ所有者の変更や住所・氏名 等を変更する場合

例: 佐久市から飯田市へ転居(a)

所有者A(木曽町)から所有者B(飯田市)に車を譲渡(b)

※ナンバーが変更になりますので、手続きの際に自動車の

持ち込みが原則必要となります。



2-1.南信州ナンバーが<u>交付される</u>ケース(つづき)

## ③番号変更

現在、松本ナンバーがついている自動車のナンバーの変更を行う場合 (図柄入りナンバーへの番号変更を含みます)

※現状の松本ナンバーと同じナンバーに変更することはできません。



重 要

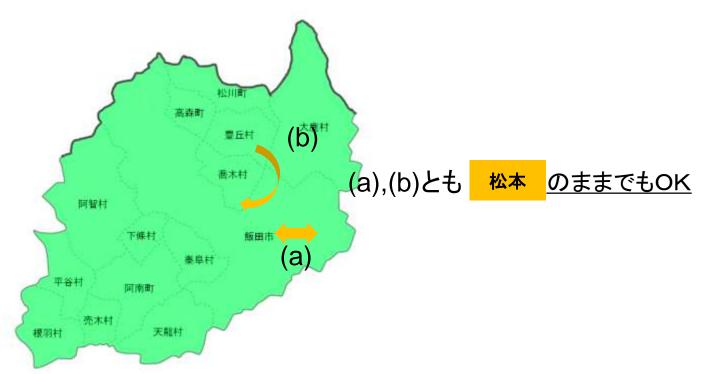
番号変更は、自動車の所有者申請です。リース会社等が所有者となっている場合は 使用者の方だけでは申請ができません。

### 3-1.松本ナンバーから南信州ナンバーへの変更を要しないケース

## ①南信州エリア内での名義変更・住所変更登録

南信州エリア内で、所有者の変更や住所・氏名等を変更する場合

- 例: (a) 飯田市内で転居
  - (b) 所有者C(豊丘村)から所有者D(飯田市)に車を譲渡



- 3-1. 松本ナンバーから南信州ナンバーへの<u>変更を要しない</u>ケース
- ②南信州エリア内から他の松本ナンバー地域への 名義変更・住所変更登録

例:飯田市から松本市へ転居



<u>※ただし、長野ナンバー、諏訪ナンバー、安曇野ナンバー地域への転居の場合は</u> 各エリアのナンバーに変更する必要があります。

#### 4-1.松本ナンバーを南信州ナンバーに変更できるケース

### ①南信州エリア内での名義変更・住所変更登録

南信州エリア内で所有者の変更や住所・氏名等を変更があり、 登録と同時に南信州ナンバーへ変更したい場合



#### 5-2.その他注意事項(つづき)

・南信州エリア内にて『南信州ナンバー』の自動車を『松本ナンバー』 に変更することはできません。

(「使用の本拠の位置」に変更がない場合)







松本599さ20-46

#### この資料の問い合わせ先

国土交通省長野運輸支局 松本自動車検査登録事務所 登録担当

電話 050-5540-2043

※音声案内が始まりましたら O37 を押下してください。 (オペレーターにつながります。)